

令和3年3月25日
関東信越厚生局

保険医療機関及び保険医の行政処分について

令和3年3月24日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について諮問した結果、諮問のとおり答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分することを決定しましたのでお知らせします。

【行政処分の内容】

1. 保険医療機関の指定の取消

- | | |
|--------------|--|
| (1) 名 称 | こすげ歯科医院 |
| (2) 所在地 | 埼玉県草加市氷川町237-2-101 |
| (3) 開設者 | 小菅 佳久 |
| (4) 指定の取消年月日 | 令和3年3月26日 |
| (5) 根拠となる法律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第80条第1号、第2号、第3号及び第6号 |

2. 保険医の登録の取消

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 氏 名 | 小菅 佳久（52歳） |
| (2) 登録の取消年月日 | 令和3年3月26日 |
| (3) 根拠となる法律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第81条第1号及び第3号 |

【行政処分に至った経緯】

保険者から、患者が実際には受診していないにもかかわらず、診療報酬が請求されている旨の情報提供があった。

個別指導を実施したところ、小菅歯科医師が、実際には健全歯であるにもかかわらず、歯冠修復物を装着したとして診療報酬を請求していたことを認めたことから、指導を中止し、平成30年12月21日から令和元年7月12日まで計5日間の監査を実施した。

結果として、「行政処分の主な理由」に記載した事実を確認した。

【行政処分 of 主な理由】

当該保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際には行っていない保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(架空請求)
- (2) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり

件 数 94件

不正請求額 3,780,834円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。